

# 全日本中学校技術・家庭科研究会 web 運営委員会 w e b サイト運営約款

## 第 1 章（総則）

本約款は、「全日本中学校技術・家庭科研究会 web 運営委員会W e b サイト」の運営及び、個人情報保護 に関する取り扱い等，インターネットの利用に関し、掲載内容の制限・基準に関して適用する。

## 第 2 章（目的）

第 1 条 この約款は，「全日本中学校技術・家庭科研究会 web 運営委員会W e b サーバー (@ajgika.ne.jp 以下本 web)」は、全日本中学校技術・家庭科研究会会則第 3 条「本会は技術・家庭科教育の研究ならびに振興を目的とする。」を達成するために運営する。

第 2 条 本W e b は全国の中学校技術・家庭科教育の発展に寄与するために運用し、全日本中学校技術・家庭科研究会の活動状況を紹介すると共に、情報発信・相互交流を通して技術・家庭科教育のより一層の活性化を図る情報通信手段として活用するものであり、ここにその運営について必要な事項を定める。

第 3 条 個人情報保護に関する取り扱い等，インターネットの利用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## 第 3 章（対象範囲）

第 4 条 この運営規定が対象とする範囲は，本研究会運営のw e b サイトにアクセスをし、インターネットを利用する情報の受発信である。

## 第 4 章（インターネット利用の基本）

第 5 条 利用者は、生徒・教職員等の個人情報等の保護に努めなければならない。

第 6 条 本W e b へ掲載した写真及び記事の著作権は、全日本中学校技術・家庭科研究会に帰属する。掲載写真・記事の無断転載を禁止する。

## 第 5 章（管理責任者）

第 7 条 「本 web サイト」管理にかかわる責任者は本研究会会長とする。

会長は、w e b 運営委員を委嘱し、w e b 運営委員会が、この規定内容を研究会会員に周知するとともに、本研究会運営w e b サイトが適正に運営されているかを点検し、必要に応じて利用状況を全国理事会に報告しなければならない。会長は、w e b サイト利用の適正を図るため、w e b サイト取扱に関わる規定（以下「取扱規程」という。）を定め、w e b サイト運営責任者（渉外部長）を設置するものとする。

## 第 6 章（w e b 運営委員会）

第 8 条 w e b 運営委員会の構成・任期

第 1 項 構成は次の通りとする。

- ・全日本中学校技術・家庭科研究会渉外部
- ・会長が委嘱した者

第 2 項 任期は 1 年とするが、再任は妨げない。

### 第3項 任務について

- ・webサイトの構成について検討する。
- ・運営上生じる諸事項についての具体的な作業を分担して行う。

### 第4項 運営委員会開催について

- ・5月、10月の全国理事会開催日の午前10時から開催する。  
年2回を定例とする。必要に応じて臨時開催する。
- ・MLを利用し会議を実施する。本委員はこれに参加する義務がある。
- ・会議は、会長の承認を受け、渉外部長が招集する。

## 第7章（webサイトにおける情報の発信）

第9条 情報発信は、教育目的で開設のwebサイトであることを明示し、公的秩序等に反することがないように運営する。

渉外部長は、webサイト等により情報の発信を行う場合は、この要綱及び取扱規程に基づいた適正な発信内容であることを事前に確認するものとする。

第10条 webページ等に掲載する情報（文書，図表，絵画，写真，音楽等）は、その著作権に十分配慮しなければならない。

## 第8章（個人情報の発信とその範囲）

第11条 webサイトでの個人情報の発信は、人権を尊重し、その安全を確保するため、行わないこととする。ただし、生徒の作品，活動成果の紹介，その他教育活動等で、渉外部長が必要と認めた場合に限り発信することができる。

個人情報を発信しようとする場合は、本人及び生徒の場合は保護者に対して、掲載する趣旨及び生じるかもしれない危険性について十分説明し、本人及び保護者の同意（書式1号）を得た上で、発信することとする。

第1項 webサイトで発信する個人情報の範囲は、次の各号に定めるところ

### 第1号 氏名等

生徒の作品等を掲載する場合は、渉外部長が必要があると認めた場合に限り、「姓」，「学年」，「所属名」に限定して掲載することができる。

### 第2号 写真

生徒等の写真を使う場合は、集合写真とするなどなるべく個人が特定できないように配慮する。個人が特定できてしまうような写真の場合は、生徒本人及び保護者に示して同意を得た上で、氏名等と一致することのないように掲載する。

ただし、相手が特定される電子メールにおいては、教育上の必要があると渉外部長が認めた場合に限り、個人が特定できる写真を使うことができる。

この場合にも、生徒本人及び保護者の同意を必要とする。

### 第3号 意見・主張等

生徒の意見・考え・主張等については、教育上の効果があると考えられる場合には、web運営委員の指導のもとで発信することができる。

### 第4号 その他の個人情報

住所，電話番号，生年月日，家族構成等，生徒等の個人生活に関する情報は、いかなる場合においても発信しないこととする。

これは、電子メールにおいても同様とする。

## 第9章（webサイト利用に関する禁止事項）

第12条 他人の誹謗・中傷をしない，著作権，知的所有権に配慮する。ネットワーク利用における基本的なモラルやマナーの遵守。

情報発信者としての自覚と責任について正しく理解できるように努める。

第13条 教育活動の一環として生徒が掲示板利用する場合，他にとって不快な情報の受発信がないよう，指導を徹底する。

第14条 webサイトの特性を考慮し，生徒の健全な育成を妨げるおそれのある情報に，生徒が不用意に触れることのないよう，万全の配慮を行い、不適切な発言は削除し、所轄官庁に対して厳正なる処置をとる。

## 第10章（禁止事項）

第15条 本webサイトでは，ネットワークの健全な活用を行うために，禁止事項をもうける。

第1項 次に挙げる行為をしてはならない。

第1号 公序良俗に反する行為

第2号 企業や商品などを誹謗・中傷する行為

第3号 教育基本法で禁止されている政治・宗教活動に関する行為

第4号 公的機関の品位を傷つける行為

第5号 虚偽の情報を発信する行為

第6号 他人の名誉を傷つけたり誹謗・中傷したりする行為

第7号 第三者の著作権やその他の権利を侵害する行為

第8号 ネットワークの正常な運用を妨害する行為

第9号 教育活動、公務に関わりのない私的な通信等の行為

第10号 その他法令及び規則等に違反する行為

## 第11章（免責事項）

第16条 リンク先等のページにより、第三者に生じたいかなる損害も、当該リンク先ページ作成者及び利用者において解決するものとし、全日本中学校技術・家庭科研究会は一切責任を負わない。

## 第12章（サーバーの運営）

第17条 各都道府県市が全日本中学校技術・家庭科研究会と同一サーバーを使用する場合、使用エリアについて各都道府県市が責任を持って運営する。

第18条 運用にあたっては、各都道府県市の規定及び全日本中学校技術・家庭科研究会の約款及び取扱基準に準ずる。

## 第13章（その他）

第19条 このwebサイト運営約款に記載されていない利用基準については、「全日本中学校技術・家庭科研究会 web サイト取扱基準」を適用する。

### （附則）

このwebサイト運営約款は，平成12年 4月1日より施行するものとする。

# 全日本中学校技術・家庭科研究会

## webサイト取扱基準

### 第1章（目的）

第1条 この取扱基準は、「全日本中学校技術・家庭科研究会 web サイト運営（以下 web サイト）に係わるML、web サイト運営について必要な事項を定めたものである。

### 第2章（管理責任者）

第2条 web サイト管理責任者は、本研究会会長とする。  
web サイト運営責任者は、渉外部長とする。

### 第3章（運営責任者）

第3条 渉外部長は、web 運営委員の中に各担当をもうけ、web サイトの普及、及び運営に従事しやすいように分担を明確に示す。

### 第4章（個人情報の保護）

第4条 web サイトのサーバーは、メダスエンタープライズ㈱に設置し、外部からの不正アクセスを防ぎ、適切なる管理運営を依頼する。

第5条 生徒に関わる個人情報を有する記憶媒体、データは、渉外部長が管理し、適切に保管する。

第6条 公務の必要上入手した生徒の氏名、住所、生年月日、保護者氏名、電話番号、等に関するデータを入力した記憶媒体は、関係者以外が不用意に見ることのできないような方法で保管すること。

### 第5章（パスワードの設定）

第7条 管理運営するためにパスワードを設置し、管理者がweb ページを適切に管理できるようにする。

### 第6章（著作権の保護）

第8条 プログラムやデータ等の複製は、図書等の著作権保護に関する法律に抵触する場合、これをしてはならない。

### 第7章（データの廃棄）

第9条 不要になったデータは、必ず復元できない状態で記憶媒体を破棄すること。

### 第8章（web サイトの運営）

第10条 web サイトを運営するにあたっては、その教育的効果を十分配慮し、以下に定める基準に基づき、運用するものとする。

第1項 作成・運用にあたっては、個人情報の保護に十分配慮する。

第2項 作成・運用にあたっては、その掲載情報に関して教育的配慮を行い、不適切と思われる内容・表現等は排除する。

第11条 掲示板やチャットルームの設置規準はweb 運営委員会が決定する。

第1項 掲示板に不適切な発言があったばい、ログを確認し追跡を行う。

第2項 ログを取り終えたならば速やかに削除する。

第3項 適切な発言等は、web サイト運営約款第9章（禁止事項）第12条に抵触するものをいう。

第 12 条 本研究会の発行する電子メールアドレスは、公的な運用以外に使用してはならない。

第 13 条 本研究会が運営する M L は、以下の通りとする。

第 1 項 本部 M L

全日本中学校技術・家庭科研究会 本部役員で構成する。

第 2 項 w e b M L

w e b 運営委員で構成する。ただし、本部 M L にも転送する。

第 3 項 フェア M L

フェアの運営にかかわる者で構成する。本部 M L にも転送する。

第 4 項 都道府県市 M L

各都道府県市の担当で構成する。本部 M L ・ w e b M L にも転送する。

第 9 章 (外部機関との情報交換)

第 14 条 外部との情報交換、およびリンク等に関しては教育的効果に配慮し、回答は、w e b 運営委員が積極的にあたる。

第 15 条 w e b サイトに対する他からのリンクについては、渉外部長が許可を与える。

第 1 項 本 w e b サイトから他サイトへのリンクは、教育的効果を十分配慮し、設定するものとする。

第 2 項 有害情報等が含まれると判断される w e b ページへのリンクを設定してはならない。

第 10 章 (パスワード、ログの管理)

第 16 条 インターネット接続のためのパスワードや個人情報保護のためのパスワード及びログの管理はプロバイダーに依頼する。

第 11 章 (本基準の変更)

第 17 条 本基準は、w e b 運営委員会で検討し、必要とされた場合に変更するものとする。

(附 則)

この基準は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

# 全日本中学校技術・家庭科研究会

## web 運営委員会会則

### 1 (名称)

本委員会は正式名称を全日本中学校技術・家庭科研究会 web 運営委員会（以下、本委員会）とする。

### 2 (目的・事業)

全日本中学校技術・家庭科研究会会則（以下、研究会会則）第 4 条の 6 により本委員会を設置し、研究会会則第 3 条の目的を達成する。

### 3 (組織)

(1) 本委員会の構成は次の通りとする。

- ・会長、事務局長、渉外部、本部事務局 web 担当、その他若干名

(2) 委員の選出

- ・会長、事務局長、渉外部については、研究会会則第 8 条による。
- ・若干名については、各都県市会長から推薦され、渉外部長と全日中会長によって協議・承認された者とする。
- ・委嘱は、渉外部長が行う。

### 4 (任期)

会長、事務局長、渉外部、本部事務局 web 担当については、研究会会則第 10 条および、細則第 2 条による。その他については、任期を 1 年とする。再任は妨げない。

### 5 (役割)

全日本中学校技術・家庭科研究会 web サイト（以下、研究会 web サイト）の構成について検討する。また、研究会 web サイト運営上生じる諸事項についての具体的な作業を分担して行う。

### 6 (会議)

会議は、会長の承認を受け、渉外部長が招集する。年間 2 回の定例会議を行う。必要が認められれば臨時の会議を設ける。通常は、ML による打ち合わせ・会議を実施する。本委員会委員はこれに参加する義務がある。

### 7 (運用規定の整備)

会長は本研究会 web サイトが円滑に運用されるよう、必要な約款等を別に定める。

### 8 (付則)

本会則は平成 12 年 4 月 1 日より施行する。